

# 「宗教法学会の役員選出に関する規程」

制定 平成8年6月29日（第32回総会）  
改正 平成20年6月7日（第56回総会）

- 第 1 条 会則第11条に規定する役員の選出については、この規定に定めるところによる。
- 第 2 条 役員の総数は、当分の間、20名以内とする。
- 第 3 条 役員のうち10名は、投票で選出する（以下「選出役員」という）。
- ② 選出役員以外の役員は、理事会において選出する。
- 第 4 条 選出役員の選舉については、選舉管理委員会を設置する。
- ② 選舉管理委員会は、3名とし、理事会の議を経て、普通会員のうちから選任する。
- ③ 選舉管理委員会の事務は、学会事務局が行う。
- 第 5 条 選挙権者は、選挙実施の前年11月末日までに入会した普通会員とする。
- ② 被選挙権者は、選挙実施の年の4月1日において、会員歴3年以上で70歳未満の普通会員とする。
- 第 6 条 選出役員の選挙は、任期満了の年の10月上旬に行う。
- ② 選挙は、投票用紙を郵送して、これを行う。
- ③ 投票は、5名連記とし、無記名で、会員の自書によって行う。
- 第 7 条 選挙の開票は、選舉管理委員会が行い、その結果を理事長に報告する。
- 第 8 条 理事長は、選出役員として選定された者にその旨を通知する。
- ② 役員就任につき辞退があった場合には、次点者を繰り上げ選出役員とする。
- ③ 得票数が同順位で、かつ10名以上に達した場合は、理事長が調整し、選出役員を確定する。
- 第 9 条 理事長は、選出役員および理事会において選出された役員について、総会に報告する。
- 第 10 条 総会で役員が決定したのち、役員は、理事および監事を選出し、総会の承認を得なければならない。
- 第 11 条 本規程の改正は、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

## 附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年6月7日から施行する。